



佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

- 青少年に有害な図書等の指定

- 道路の区域の変更

- 道路の供用開始

- 道路の区域の変更

- 道路の供用開始

- 道路の区域の変更

- 道路の供用開始

- 道路の供用開始

公 告

- 大規模小売店舗の新設に係る意見

- 開発行為に関する工事の完了

- 土地改良区役員の就退任届

- 土地改良区役員の就任届

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取会

- 随意契約の相手方等の公示

正 誤

- 平成十六年七月九日付け佐賀県公報第一二四七八号中訂正(商 工 課)八

○ 告 示

●佐賀県告示第五百二十七号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年八月十一日

佐賀県知事

古川

康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	16-93	オトナの実名では話せない秘密の告白 9月号	雄出版(株)	02195-9	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-94	漫画ダイナマイト 9月号	辰巳出版(株)	05979-9	
"	16-95	本当にあった人妻の浮気話 9月号	ミリオン出版(株)	18123-9	
"	16-96	jun-ai kajitsu 純愛果実 9月号	(株)光彩書房	13314-9 L-2004 10/22	
"	16-97	スーパー写真塾 9月号	(株)コアマガジン	15431-9	
"	16-98	MORE AND MORE! 増刊 YURIA YOSHINAGA	(株)ジーオーティー	06440-09 ①-2004 9/21	
"	16-99	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL 8月号	KKベストセラーズ	04039-08	
"	16-100	[月刊] メルフレボンバー NO-040 9月号	KKベストセラーズ	08513-09	
"	16-101	URECCO gal 9月号	ミリオン出版(株)	01865-9	
"	16-102	KANGEKI VOL. 3 ヴァッカ 9月号増刊	(株)バウハウス	07374-09 ① 9/14	

●佐賀県告示第五百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年八月十一日から平成十六年九月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十一日

●佐賀県告示第五百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

平成十六年八月十一日

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年八月十一日から平成十六年九月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十一日

佐賀県知事 古川康

県道
広瀬大和富士線

平成一六・八・一一

道路の種類 及び路線名	区間	の 後 の 変更前	幅員 メートル	延長 メートル	区域
神埼郡脊振村大字広瀬字池ノ平二三 七番二地先から					
神埼郡脊振村大字鹿路字宇土二五四 五番六地先まで					
神埼郡脊振村大字鹿路字迎田一〇三 五番三地先から					
神埼郡脊振村大字鹿路字北谷一四四 三番一地先まで					
神埼郡脊振村大字広瀬字池ノ平二三 七番二地先から	前	一八・七	二八・九	一、四四七・七	後
神埼郡脊振村大字鹿路字宇土二五四 五番六地先まで		五・六	六・〇		
神埼郡脊振村大字鹿路字迎田一〇三 五番三地先から					
神埼郡脊振村大字鹿路字北谷一四四 三番一地先まで					

神埼郡脊振村大字鹿路字迎田一〇三五番三地
先から
神埼郡脊振村大字鹿路字北谷一四四三番一地
先まで

供用開始の期日

●佐賀県告示第五百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年八月十一日から平成十六年九月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十一日

佐賀県知事 古川康

県道 広瀬大和富士線	区間	の 後 の 変更前	幅員 メートル	延長 メートル	区域
神埼郡脊振村大字広瀬字池ノ平二三 七番二地先から					
神埼郡脊振村大字鹿路字宇土二五四 五番六地先まで					
神埼郡脊振村大字鹿路字迎田一〇三 五番三地先から					
神埼郡脊振村大字鹿路字北谷一四四 三番一地先から					
神埼郡脊振村大字鹿路字北谷一四四 三番一地先まで					

神埼郡脊振村大字鹿路字迎田一〇三
五・八

一、四七〇・九

一、三〇七・四

●佐賀県告示第五百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次
とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年八月十一日から平成十六年九月十日
まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間		後 の 変 更 別	幅 員 メー トル	延 長 メー トル
	区	間			
一般国道 二六四号	三養基郡三根町大字西島字二本松二 三五三番七地先から 三養基郡三根町大字西島字二本松二 九五七番五地先まで	三養基郡三根町大字西島字二本杉二 三養基郡三根町大字西島字二本杉二 三五三番七地先から 三養基郡三根町大字西島字二本松二 九五七番五地先まで	一〇〇・〇 一〇・一 一六・五 一〇・一 一四六・三	一一〇 一一〇 一一〇 一一〇 一一〇	一三五・二 一三五・二 一三五・二 一三五・二 一三五・二
一般国道 二六四号	三養基郡三根町大字西島字二本松二 七地先から 五地先まで	三養基郡三根町大字西島字二本杉二 三五三番七地先から 三養基郡三根町大字西島字二本松二 九五七番五地先まで	前	一一一 一一一 一一一 一一一	一一一 一一一 一一一 一一一
一般国道 二六四号	三養基郡三根町大字西島字二本松二 平成一六・八・一一	三養基郡三根町大字西島字二本杉二 三五三番七地先から 三養基郡三根町大字西島字二本松二 九五七番五地先まで	八・〇	一一一 一一一 一一一 一一一	一一一 一一一 一一一 一一一
一般国道 二六四号	三養基郡三根町大字西島字二本松二 平成一六・八・一一	三養基郡三根町大字西島字二本杉二 三五三番七地先から 三養基郡三根町大字西島字二本松二 九五七番五地先まで	康	一一一 一一一 一一一 一一一	一一一 一一一 一一一 一一一
一般国道 二六四号	三養基郡三根町大字西島字二本松二 平成一六・八・一一	三養基郡三根町大字西島字二本杉二 三五三番七地先から 三養基郡三根町大字西島字二本松二 九五七番五地先まで	古川	一一一 一一一 一一一 一一一	一一一 一一一 一一一 一一一
一般国道 二六四号	三養基郡三根町大字西島字二本松二 平成一六・八・一一	三養基郡三根町大字西島字二本杉二 三五三番七地先から 三養基郡三根町大字西島字二本松二 九五七番五地先まで	佐賀県知事	一一一 一一一 一一一 一一一	一一一 一一一 一一一 一一一
一般国道 二六四号	三養基郡三根町大字西島字二本松二 平成一六・八・一一	三養基郡三根町大字西島字二本杉二 三五三番七地先から 三養基郡三根町大字西島字二本松二 九五七番五地先まで	路線名	一一一 一一一 一一一 一一一	一一一 一一一 一一一 一一一

●佐賀県告示第五百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年八月十一日から平成十六年九月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類 及び路線名	道 路 の							
	区	間						
一般国道 四九八号	伊万里市二里町大字大里字古屋田乙 八六番三地先から 伊万里市二里町大字大里字中町乙 ○三番三地先まで 伊万里市二里町大字大里字积迦堂乙 七八九番二地先から 伊万里市二里町大字大里字長谷平乙 一七九一番一地先まで	伊万里市二里町大字大里字古屋田乙 伊万里市二里町大字大里字中町乙 伊万里市二里町大字大里字长谷平乙 一七九一番一地先まで	後の 変更別前					
伊万里市二里町大字大里字古屋田乙 八六番三地先から 伊万里市二里町大字大里字中町乙 ○三番三地先まで 伊万里市二里町大字大里字积迦堂乙 七八九番二地先から 伊万里市二里町大字大里字長谷平乙 一七九一番一地先まで	前	後	メートル員					
一 一 . ○	二 四 . 二	九 . 八	一 一 . 一	二 四 . 五	九 . 八	一七 . 五	二〇六・六	メートル長
四〇七・七			二〇六・五					

●佐賀県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

この区間を表示した図面は、平成十六年八月十一日から平成十六年九月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十一日

佐賀県知事 古川 康

伊万里市

イ 法第4条「指針」に係る意見
意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成16・8・11

平成16年8月11日から
平成16年9月10日まで

○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、伊万里市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保育に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公表します。

平成16年8月11日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

唐津市山本字神田1732番から1734番まで及び字中津1750番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

唐津市中原2905番地5
株式会社まいづる百貨店

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパー ドラッグコスモス佐賀伊万里店
伊万里市大坪町字神田乙3番地6

2 届出の内容

大規模小売店舗の新設

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

。

路線名	供用開始の区间	供用開始の期日
一般国道 四九八号	伊万里市一里町大字大里字古屋田八六番11 地先から 伊万里市一里町大字大里字中畠11〇11番11 「地先から 伊万里市一里町大字大里字祇園堂11八九番 番一地先から	平成16・8・11

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、川副町土

平成16年8月11日(水) 第12492号

地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成16年8月11日

役職名	氏名	住 所	就 退 年 月 日
佐賀県知事	古川 康		
理 事	江頭 幸夫	佐賀郡川副町大字犬井道1776番地	平成16年6月14日退任
"	八谷 恒敏	" 大字早津江1572番地の5	"
"	深川 一廣	" 大字西古賀255番地の2	"
"	園田 新一	" 大字犬井道1155番地の2	"
"	江島 翼	" " 1119番地口	"
"	高祖 平男	" 大字鹿江1790番地	"
"	糸山 忠昭	" 大字早津江959番地の5	"
"	式町 功	" 大字福富261番地	"
"	池田 一隆	" 大字早津江932番地第1	"
"	坂田 清美	" 大字犬井道917番地の1	"
"	内田 善孝	" " 1570番地30	"
"	大坪 和彦	" 大字鹿江459第2・460第2	"
番地合併			
"	坂井 光行	大字犬井道2337番地	"
"	野中 俊彦	" " 617番地2	"
"	矢ヶ部則章	" " 118番地	"
"	宮崎 忠喜	大字福富791番地	"
"	田中 信	" 大字西古賀1213番地	"
"	高祖 政廣	" 大字小々森758番地の4	"
"	牟田 政敏	" " 2534番地	"
"	石田 守	" 大字南里2051番地2	"
"	監 事	大字犬井道1627番地	"
"	田中清四郎	" 大字小々森2605番地	"
"	中島 義信	" 大字犬井道658番地の3	"
"	坂田 明	" " 1776番地	"
"	理 事	" 大字早津江1572番地の5	"
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、諸富土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。			
平成16年8月11日			
佐賀県知事	古川 康		
役職名	氏名	住 所	就 退 年 月 日
理 事	江下 正義	佐賀郡諸富町大字諸富津104番地第2	平成16年6月28日

(今回建築部分 351平方メートル)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次とのおり指定した。

平成16年8月11日

第12492号

新公賀佐

（水）11月8日 平成16年

7

- (2) 構造 鉄骨造平屋建て
(3) 用途 危険物倉庫及び一般倉庫

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成16年8月11日

佐賀県経営支援本部税務課長 収支等命令者

1 特定役務の名称及び数量
電子県庁対応システム構築業務（税総合情報システムのWeb化移行作業）委託

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第10項ただし書の規定に基づく許可の申請があったので、同条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成16年8月11日

佐賀県知事 古川 康

5 契約者の氏名及び住所

(1) 氏名 富士通株式会社 佐賀支店長 桐明建王
(2) 住所 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号

6 契約金額 79,957,500円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 佐賀県経営支援本部税務課
(2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

1 日時 平成16年8月21日（土曜日）午後7時30分から
2 場所 烏城市永吉町479番地 永吉町公民館
3 建築許可をしようとする建築物の建築計画
鳥栖市永吉町570番1外24筆の準工業地域内の敷地に、危険物倉庫を建築すること。

(建築物の概要)

(1) 延べ面積 24,460平方メートル

○ 正 誤

平成十六年七月九日付け佐賀県公報第一二四七八号中訂正

目	下段右から六行	頁 箇所
1491	誤	1
1941	正	1

申購読料
一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年八月十一日発行者
佐賀県知事
古川康行

発行定日
毎週月水金曜日
印刷所
西部印刷企画(株)